

ひとりぐらし老人等緊急通報システム利用確約書

石巻市長 （あて）

申請者 住所 石巻市

氏名

（署名又は記名押印）

緊急通報システムを利用するに当たり、次の事項を確約します。

- 1 緊急通報を発し、石巻市が委託する事業者（以下「委託事業者」という。）及び市からの安否確認の電話に応答しない場合は、緊急通報協力員、親類、市職員、警察署員、消防署員、民生委員その他関係者（以下「関係者等」という。）の立入りを認めます。
- 2 1により住宅への立入りが行われた場合には、住宅等の一部に破損が生じても、その賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
- 3 1による住宅への立入りのため、住宅の一部を壊すことが困難な建物（マンション等の堅牢な建物）に居住している場合、必要に応じて、委託事業者に自宅の鍵の保管管理を依頼し、緊急時の安否確認に使用することに同意します。
- 4 1による住宅への立入り又は緊急搬送が行われた時以降の住宅の管理責任については、関係者等の責任を問いません。
- 5 緊急の場合には、委託事業者及び石巻市が、緊急通報協力員及び緊急連絡先（以下「緊急通報協力員等」という。）へ連絡することに同意します。
- 6 費用負担が発生する場合には設置事業者への支払いを怠りません。  
※ 支払いを怠った場合には、緊急通報システム利用の取消しが行われます。
- 7 費用負担を決定するため、石巻市が私の属する世帯全員の当該年度の所得及び課税状況を調査することに同意します。
- 8 申請書等に記載した事項については、委託事業者、設置事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、消防署及び警察署へ情報提供することに同意します。
- 9 緊急通報協力員等の連絡先として携帯電話の番号を登録した場合には、24時間電源を入れ、遠方に行く場合にも利用者の安否確認の連絡があることを緊急通報協力員等に同意させます。
- 10 設置する緊急通報システム機器の種類については、石巻市の決定に同意します。